

「気候変動を踏まえた砂防技術検討会」

規約

(名称)

第1条 本検討会は、「気候変動を踏まえた砂防技術検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討会は、気候変動に伴い地域毎に顕在化の懸念される土砂生産プロセス及び砂防計画に必要となる関係諸量の評価手法の高度化等の技術的な検討を行うことを目的とする。

(検討内容)

第3条 検討会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- 一 気候変動に伴い顕在化の懸念される土砂移動現象の調査・評価手法
- 二 対策の検討・実施に必要な関係諸量の調査・評価手法

(委員)

第4条 委員は、学識経験がある者から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 委員の任期は、原則として委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(座長)

第5条 座長は、委員の中から、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

(会議)

第6条 検討会は、公開とすることを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

2 検討会の資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

3 検討会の議事要旨は、事務局が座長の確認を得たのち、速やかに国土交通省ホームページにおいて公開する。

(事務局)

第7条 検討会の事務局は、水管理・国土保全局砂防部砂防計画課に置く。

2 事務局は、検討会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和元年12月9日から施行する。